



山形県公報

令和2年11月24日(火)
第158号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……1165
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(置賜総合支庁農村整備課) ……同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1166

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……1171

告 示

山形県告示第796号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和2年12月1日山形市に招集する。

令和2年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営宮地地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧に供する場所

川西町役場農地林務課

3 縦覧に供する期間

令和2年11月24日から同年12月22日まで

4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第15号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

令和2年11月24日

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和2年11月27日（金）午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員会室

3 議 題

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見に係る臨時専決処理の承認について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (3) 山形県スポーツ推進審議会委員の任命について

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格 住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル	公募 戸数	区分	家賃				摘要			
						収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営太田町アパ ート1号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800	3月分 の家賃 に相当 する額	
同	同	同	74.0	1	同	23,800	27,500	31,400	35,500	40,500	46,800		単身可
同 3号	同	同	74.0	2	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		単身可
同 4号	同	2DK	60.3	1	同	19,600	22,600	25,900	29,200	33,300	38,500		同
同	同	3DK	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同	同	同	74.0	1	同	24,100	27,800	31,800	35,800	40,900	47,200		同
同 春日アパー ート1号	同 春日五丁 目2-43	同	63.9	1	同	18,000	20,800	23,800	26,900	30,700	35,400		単身可
同 2号	同	同	64.2	1	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,200		同
同 3号	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		単身可
同	同	同	75.6	1	同	26,000	30,000	34,300	38,700	44,200	51,000		同
同 玉の木アパ ート	同 通町八丁 目2-95	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	単身可	
同	同	同	55.7	1	同	14,000	16,100	18,400	20,800	23,800	27,500	同	
同 成島アパー ート1号	同 成島町三 丁目2-96	同	58.0	1	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700	単身可	
同	同	同	58.0	1	同	15,600	18,100	20,700	23,300	26,600	30,700	同	

同 米沢中央ア パート2号	同 中央七丁 目5-77	同	68.7	3	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	
同 中田第1ア パート1号	同 中田町 658-3	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	单身可
同 2号	同	同	68.2	1	同	21,800	25,200	28,800	32,500	37,200	42,900	同
同 3号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 4号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 5号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 6号	同	同	68.8	1	同	22,600	26,100	29,800	33,700	38,500	44,400	同
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	2DK	56.4	1	特定目的用 (高齢者専用)	18,700	21,600	24,700	27,900	31,800	36,700	同
同 2号	同	3DK	69.9	2	一般用	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 3号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 4号	同	同	69.9	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 5号	同	同	75.4	2	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	单身可
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,200	29,100	33,300	37,600	42,900	49,600	同
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	75.4	4	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	单身可
同 2号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	同
同 3号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	同
同 4号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	同
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	同
同 6号	同	同	75.4	1	同	25,300	29,300	33,500	37,700	43,100	49,800	同
同 相生アパー ト1号	同 相生町7 -65	同	69.2	1	同	22,800	26,300	30,100	34,000	38,800	44,800	单身可
同 2号	同	同	72.9	1	同	24,000	27,800	31,700	35,800	40,900	47,200	同
同 3号	同	同	72.9	4	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	同
同 4号	同	同	72.9	2	同	24,400	28,100	32,200	36,300	41,500	47,800	同

同 桜木アパ ト1号	南陽市三間通 1229-2	同	59.3	3	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	
同 2号	同 1229-1	同	59.3	1	同	15,800	18,300	20,900	23,600	27,000	31,100	单身可
同 関口アパ ト1号	同 宮内352 -3	同	68.0	2	同	22,700	26,200	29,900	33,800	38,600	44,500	
同 糠野目アパ ト	東置賜郡高島町 大字福沢525- 5	同	51.2	2	同	11,800	13,700	15,600	17,600	20,200	23,300	
同 大町アパ ト	同 高島695- 12	同	58.0	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	
同 糠野目第2 アパト	同 福沢南21-2	同	62.6	1	同	16,900	19,500	22,300	25,200	28,800	33,200	
同	同	同	64.2	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,100	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年12月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和2年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和2年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営美原アパ ート2号	鶴岡市美原町19 -28	2DK	40.5	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	20,100	23,200	3月分 の家賃 に相当 する額	単身可
同 東部アパ ート1号	同 朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同 2号	同 6 -5	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700		単身可
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	2	同	16,800	19,400	22,200	25,000	28,600	33,000		同
同 2号	同	同	58.4	1	同	15,700	18,100	20,700	23,300	26,700	30,800		同
同	同	同	63.9	1	同	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700		同
同 城南アパ ート1号	同 城南町9 -34	同	62.6	1	同	18,500	21,400	24,500	27,600	31,500	36,400		
同 2号	同 9 -30	同	64.2	1	同	19,000	21,900	25,100	28,300	32,400	37,300		単身可
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	69.3	1	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		同
同 2号	同 23 -62	2LDK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	3DK	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		
同	同	同	69.3	2	同	22,700	26,200	30,000	33,800	38,600	44,600		単身可

同 川南アパー ト1号	酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	2	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,200	17,600	20,100	22,700	25,900	29,900	单身可
同 2号	同 1-2	同	51.2	2	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	单身可
同	同	同	51.2	1	同	15,400	17,700	20,300	22,900	26,100	30,200	单身可
同 川南住宅4 号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	
同	同	同	54.6	3	同	16,400	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可
同 川南アパー ト5号	同 1-5	同	55.7	2	同	16,900	19,500	22,300	25,100	28,700	33,100	
同 こがねアパ ート1号	同 こがね町 一丁目21-1	3DK	63.5	2	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	单身可
同 2号	同 21-11	同	63.9	1	同	17,900	20,600	23,600	26,600	30,400	35,100	
同 3号	同 21-14	同	61.0	1	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	64.2	3	同	18,400	21,200	24,300	27,400	31,300	36,100	单身可
同 2号	同 15-22	同	62.6	1	同	18,200	21,000	24,000	27,100	31,000	35,800	同
同	同	同	64.2	1	同	18,700	21,500	24,600	27,800	31,800	36,700	
同 3号	同	同	62.6	1	同	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300	单身可
同	同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	同
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,000	26,500	30,300	34,200	39,100	45,100	同

同 2号	同	同	同	69.2	1	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	同
同 3号	同	同	同	70.2	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	48,400	
同 新橋アパー ト	同 新橋五丁 目5-1	同	同	68.2	2	同	23,700	27,400	31,300	35,300	40,400	46,600	
同 北新町アパ ー ト	同 北新町一 丁目1-58	2DK	同	55.0	1	同	19,500	22,500	25,700	29,000	33,200	38,300	
同	同	3DK	同	64.3	2	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	
同 余目アパー ト	東田川郡庄内町 余目字大塚93- 1	同	同	62.6	1	同	15,900	18,400	21,000	23,700	27,100	31,300	単身可
同 狩川アパー ト	同 狩川字山居22	同	同	58.0	2	同	12,500	14,400	16,500	18,600	21,200	24,500	同
同 遊佐アパー ト	鮎海郡遊佐町遊 佐字田子10-2	同	同	59.3	1	同	13,800	15,900	18,200	20,500	23,500	27,100	同

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。

- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

- (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

- (ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和2年12月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和2年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和3年2月上旬